地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護重要事項説明書

１　地域密着型介護老人福祉施設「ボニュール泉が丘苑」の概要

建物　　構造　　鉄筋コンクリート耐火構造２階建て

延床面積　　１２１２．８６㎡

（1）提供できるサービスの種類

施設名称　　地域密着型介護老人福祉施設「ボニュール泉が丘苑」

所 在 地　　石川県金沢市泉が丘１丁目３番８６号

電話番号　　０７６－２４７－００２３

ＦＡＸ　　０７６－２４７－００２７

施設管理者　　施設長

介護保険指定番号　地域密着型介護老人福祉施設（１７９０１００４６３）

（2）地域密着型介護老人福祉施設サービスの目的と運営方針

＜目的＞

地域密着型介護老人福祉施設サービスは、入居者の有する能力に応じ、要介護状態

になっても住み慣れた地域の中で安心して、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び個別機能訓練を行うとともに、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いた介護老人福祉施設サービスを提供いたします。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますのでご理解頂いた上でご利用下さい。

（3）入所要件

金沢市に在住しており、原則要介護度３以上の方が入居の対象となります。
要介護度１または要介護度２と認定されている方は、当施設と金沢市の協議にて特例的な施設への入居（特例入居）が認められた方のみ、入居が可能となります。

＜運営方針＞

① 施設は入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入居前･入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立した日常生活を営むことが出来るように援助を行います。

② 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町･居宅介護支援事業者･居宅サービス事業者、その他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

（4）施設の職員体制

職　　種	常　勤	非常勤	業　務　内　容
施設管理者	１名		当該施設の業務管理を一元的に行います。
生活相談員	１名以上		入居者の生活相談、提供サービスの企画を行います。
介護支援専門員	１名以上		施設サービス計画を提供いたします。

管理栄養士(栄養士含)	１名以上		食事業務全般と入居者の栄養指導等を行います。
看護職員	１名以上		診療の補助、入居者の健康管理を行います。
介護職員	10名以上	「	入居者の日常生活の介助、援助等を行います。
機能訓練指導員	１名以上		機能の改善、減退防止の指導訓練を行います。
嘱託医（歯科医師含）		必要数	入居者の健康管理及び療養上の指導を行います。
事務職員	１名以上		庶務･労務及び会計事務等を行います。

（５）施設の設備概要

地域密着型介護老人福祉施設	２９室	体験入居用居室	１室
医務室	１室	食堂	各ユニット１室
機械浴室	１室	浴室	各ユニット１室

※ 当施設では、入居される方皆様のプライバシーに配慮して、全個室対応をしています。

※ 入居者の状態に応じて特殊機械入浴等があります。

２　サービスの内容

（１）地域密着型施設サービス計画（介護サービス計画）の立案

入居者の意向を踏まえた上、地域密着型介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期･サービス内容･サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ地域密着型施設サービス計画を作成いたします。

※当施設では、入居者の介助方法についてご家族のご要望にできるだけお応えしたいと考えていますが、次のような介助方法については受け入れられませんのでご了承

ください。

①入居者ご本人にとって不適切と考えられる介助方法（本人に苦痛が生じるようなケース）

②施設業務など運営上対応が不可能な介助方法（「24 時間常時見守りをして欲しい」など施設の人員配置上不可能なケース）

③ご本人の生命の危険に繋がるような介助方法（家族がリスクを容認している場合でも同様です）

（２）食事の提供

① 食事は、管理栄養士による献立により、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮しバラエティに富んだものを提供します。入居者の自立支援のために、できるだけ各ユニットの食堂にて食事をしていただくよう努めます。

② 入居者の身体の状況、または病状のため、常食を提供することに無理がある場合には、医師の指示によって特別食を提供することができます。(但し、事前に医師の発行する食事指示箋が必要となります。）

③ 食事の時間について

朝　食：午前　７時３０分頃～午前　９時３０分頃

昼　食：午前１１時４５分頃～午後　１時４５分頃

おやつ：午後　３時００分頃～午後　４時００分頃

夕　食：午後　６時００分頃～午後　７時３０分頃

④ 予めご連絡をいただく場合は、衛生上または管理上許可可能な一定時間、食事のお取り置きをすることができます。

⑤ 予め欠食の旨のご連絡をいただいた場合には食事の提供は控えさせていただきます。

（３）入浴

入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう入居者に入浴の機会を確保します。基本的には週２回以上の入浴または清拭を行っていきます。ただし、入居者に傷病や伝染性疾患の疑いがあるなど、医師より入浴が適当でないと判断する場合には行わないことがあります。

寝たきりの方に関しては特殊機械浴があります。

（４）介護

地域密着型介護老人福祉施設サービスに沿って次の介護を行います。（着替え、排泄、入浴、食事全般、オムツ交換、体位交換等の介助、口腔ケアの実施、施設内外の移動等の付き添い等）

（５）個別機能訓練

入居者の希望と意欲に沿い、個別ケアプランに基づいて定期的に向上を目指して訓

練いたします。

（6）生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め、相談に応じるとともに、入居者からの諸情報（医師の診断書等）を事前に把握することにより、必要な助言その他の援助を行います。

（７）健康管理(栄養改善等含)

嘱託医師や看護職員や管理栄養士等は、常に入居者の健康管理に注意し、日常生活における健康保持のための適切な措置を図り、相談に応じます。

（8）理美容サービス

協力理美容業者により、定期的に施設内外にて理美容サービスを受け得る機会を設けます。

（9）行政手続代行

行政手続は原則ご家族となりますが、困難な場合は職員にご相談ください。ただし、手続に係る経費はその都度、お支払いいただきます。

（10）預り金について

入居者の自己管理が原則ですが、困難な場合には、別途「預り金双方確認書」の締結が必要となりますのでご相談ください。

（11）所持品の管理

居室のタンス等に所持品を保管できます。

尚、保管ｽﾍﾟｰｽに限りがございますので、衣類等季節毎の入替等をお願いいたします。

（12）レクリエーション

当施設では、ユニットもしくは施設全体で誕生会や季節等の行事の企画を行います。

行事によっては、別途参加費等がかかる企画もあります。

（13）要介護申請等に係る援助

① 当施設は、入居者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるように援助します。

② 要介護認定の申請等に係る手続きは、原則ご家族となりますが、困難な場合には代行を当施設にて行うことができます。

（14）看取り介護

施設は、看取り介護を行うにあたり重度化対応の体制を整え維持し、入居者及びそのご家族の希望に基いて、別途に定める看取り介護マニュアルに従い、医師との連携を密に取りながら行います。

3　利用料金

（1）介護保険給付の対象となるサービスに係る料金

① ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費

別紙１に定める料金となります。

② 施設基準加算

別紙 2-1～2-2 に定める料金となります。

③ 入院時及び外泊時について

別紙 2-1 参照

（2）介護保険の給付対象とならないサービスに係る料金

別紙 2-2 に定める料金となります。

4　支払方法

（1）費用は毎月１０日以降に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払い下さい。（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日

数に基づいて計算した金額とします。）

但し、月末が土･日･祝日等で金融機関が営業日でない場合は、その前日迄とします。

※ 介護保険法の改正や経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合には、相当な額に変更する場合があります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、原則として変更を行う１ヶ月前までにご説明します。

（２）事業所は、入居者又は身元保証人から、現金で利用料金のお支払いを受けたときは、すべて領収書を発行いたします。但し、銀行振込の場合等は、入居者及び身元保証人の求めに応じて領収書を発行いたします。

※ お支払方法は、窓口現金払･口座振替･銀行振込等のお支払方法（手数料は別途必要です）がありますので契約の際に選択ください。

５　入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療等を受けることができます。（但し、優先的な診療･入院治療を保障するものではありません。又、診療等を義務付けるものではありません。）

（１）協力医療機関等

当事業所では、下記病院･診療所や歯科医院に協力を頂いており、入居者の状態が急変した場合等には速やかに対応をお願いする体制をとっております。

・　嘱託医

名称：国家公務員共済組合連合会　北陸病院　伊藤裕二　他

住所：石川県金沢市泉が丘２丁目１３番４３号

・　協力病院

名称：国家公務員共済組合連合会　北陸病院

住所：石川県金沢市泉が丘２丁目１３番４３号

・　協力歯科医院

名称：中嶋歯科医院

住所：石川県金沢市東山３丁目5-10

６　入退居の手続き

（１）入居手続き

専用の申込書に必要事項を記入の上お申し込み下さい。居室の空きがあれば、外部の第３者委員を含めた入所判定委員会の協議後、入居の運びとなります。

（２）　退居手続き

① 入居者の都合で退居される場合

退居を希望する日の７日前までに書面でお申し込みください。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・　入居者が他の介護保険施設に入所した場合

・　入居者が亡くなられた場合

・　施設の方針に同意をいただけない場合

・　介護保険給付でサービスを受けていた入居者の要介護度区分が、非当該（自立）又は要支援群と認定された場合

・　要介護認定更新の結果、要介護１または要介護２と状態が改善された場合で、加えて特例入居の対象とならない場合

※　この場合、所定の期間をもって退居していただくことになります。

③　契約終了・解約

・　入居者が、サービス利用料金の支払いを６０日以上滞納し、料金を支払うように依頼・通知したにもかかわらず、支払われない場合。

・　入居者や家族などが当施設や当施設の従業者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

・　施設の方針に同意いただけず、入居継続が困難と施設長が判断した場合。

・　やむを得ない事情により当施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、７日前までに書面で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがあります。

・　入居者が、連続して９０日以上病院等に入院すると見込まれる場合、又は入院された場合は、契約は一旦終了となります。

④　居室の明渡しー精算ー

契約終了後も居室を明け渡さない場合等には、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金をご負担いただきます。

7　施設ご利用にあたっての留意事項

（1）　面会

①　月曜日から金曜日　　午前９時００分～午後６時３０分まで

（最終面会入所受付　午後６時００分）

土曜日、日曜日　　午前９時００分～午後５時３０分まで

（最終面会入所受付　午後５時００分）

②　但し、緊急時等は時間外受付も可能ですので入居者様や面会ご本人様のお名前を

インターホンにてお知らせください。

③　面会の際は、受付簿への記入をお願いします。

④　感染症が流行している時期は、直接面会ができない場合もあります。その場合は事前にご連絡させていただきます。

（2）外出・外泊

いつでもご自由にお出かけ可能ですが、事前に外出・外泊の日時をお知らせください。

（感染症が流行している場合はお控えいただく場合があります）

（3）　嗜好品

①　医師より特別な指示がない限り、特に制限はありません。

②　世間一般的な常識の範囲内で、自己責任においてお願いいたします。

（ 喫煙については原則として苑内はすべて禁煙となっております。）

（4）　設備・器具の利用

車椅子・歩行器・老人車等につきましては、原則施設側で用意するものとしますが、必ずしもご希望に添えるとは限りません。また個別の事情や特別な機種や特殊な福祉用具が必要な場合、ご自身に適合したものをご持参していただきますようお願い

しております。（※福祉レンタルを除く）

（5） 所持品の持ち込み

① 限りあるプライベートスペースでもあり、生活に支障のない場所に収納する等の工夫をお願いします。また、他の入居者の方々に迷惑になるもの、事故火災などの危険性のある物は、お持ちにならないようお願いします。

② テレビについては、タンスの上等における大きさであれば、持ち込むことが可能です。テレビの大きさはご相談下さい。この場合も別途電化製品持込料がかかります。

③ 冷蔵庫の持ち込みにつきましては、食中毒の予防上、入居者又は家族が管理できる場合に限らせて頂いております。その場合にも、別途電化製品持込料がかかりますユニット内にも共用冷蔵庫が設置してあり、共同利用することができます。

（6） ペット

入居者の中にはアレルギー反応のある方や抵抗力が弱っている方もおられますので、ご遠慮下さいますようお願い申し上げております。

8 施設内での禁止事項

入居者は、施設内で次の行為を行わないでください。守られない場合は退去となります。

・喧嘩・口論・泥酔・大声を出す等で他人に迷惑をかけたり他人が不快と感じたりする行為。

・ 政治活動・宗教・習慣等による勧誘行為や自己の利益のために他人の自由を侵害したり他人を攻撃したりする行為。

・ 苑内で、無許可で火気を用いる行為。

・ 故意または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、又はこれを施設外に持ち出す行為。

・ 原則として、苑内での入居者間等での金銭･物品の貸し借りやプレゼント等。

９　事故発生時の対応

・ 施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町･入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

・当施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録し、５年間保存するものとします。

・ 施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

・ 入居者の責に帰すべき事由によって、当施設が被害を被った場合は、入居者及びご家族様及び保証人様等の方には、連帯してその損害を賠償していただくこともあります。

10　緊急時の対応方法

入居中に容態の変化等があった場合、医師又は主治医に連絡する等必要な措置を講ずる他、家族の方に連絡いたします。緊急連絡先を別紙に記載してください。

11　非常災害時の対策

○　防火管理者：　施設管理者

○　非常時の対応

別途定める「地域密着型介護老人福祉施設　ボニュール泉が丘苑　消防対策マニュアル」及び「風地水害対策マニュアル」に沿って、対応します。

○　避難訓練及び防災設備

別途定める「地域密着型介護老人福祉施設　ボニュール泉が丘苑　消防対策マニュアル」及び「風地水害対策マニュアル」に沿って、年２回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して行います。

12　苦情の受付について

○　苦情処理総括者　　：　理 事 長

苦情処理責任者　　：　施設管理者

相談窓口担当者　　：　生活相談員

○　受付時間

毎週月曜日～金曜日（平日）　　午前９時００分～午後５時００分

要望や苦情等、苦情相談担当者にお寄せいただいた場合、検討の上、速やかに対応いたします。その他、施設内に備えられた「ご意見箱」をご利用ください。

○　行政機関その他苦情受付機関

・　金沢市福祉局　　：石川県金沢市広坂１丁目１－１

介護保険課　　TEL　０７６－２２０－２２６４

FAX　０７６－２２０－２５５９

受付時間　午前９時００分～午後５時００分

・　国民健康保険団体連合会：石川県金沢市幸町１２番地１号

石川県幸町庁舎４階

TEL　０７６－２６１－５１９１（代）

FAX　０７６－２６１－５１４８

受付時間　午前９時００分～午後５時００分

・　石川県運営適正化委員会：石川県金沢市本多町３丁目１番１０号

石川県社会福祉会館２階

TEL　０７６－２３４－２５５６

FAX　０７６－２３４－２５５８

受付時間（平日）　午前８時３０分～午後５時１５分

13　第三者評価の実施の有無

実施状況…無